

旭川市廃棄物減量等推進審議会 会議録（令和2年度 第2回）

日時	令和2年11月26日（木曜日）～12月7日（月曜日）
場所	書面開催
出席者	委員 20名 （荒井守，内田貴弘，大前嘉騰，菊地登，国沢広子，角一典，黒川志保，小林渡，近藤雅子， 佐藤一彦，篠原泰則，杉村樹可，土井邦由，中村幸彦，成田義勝，古谷まり子，三浦礼子， 峯村伸哉，安田志津吉，山田智善）
公開・非公開	書面開催 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため）
会議資料	資料1-1 環境部 令和3年度事業構築の考え方 資料1-2 令和3年度事業構築における各取組の説明 資料2 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び施行規則の改正について 資料3 缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業の経過及び今後の事業方針について

## 1 議事の内容

### (1) [審議] 令和3年度の予算要求に向けた環境部事業構築の考え方について

- ・環境部 令和3年度事業構築の考え方（資料1-1）について，全委員の確認を得た。

### (2) [審議] 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び施行規則の改正について

- ・浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び施行規則の改正（資料2）について，全委員の確認を得た。

### (3) [報告] 令和2年度環境部主要事業について

- ・缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業の経過及び今後の事業方針（資料3）について，全委員の確認を得た。

## 2 意見等

- ・（別紙）「委員意見等に対する環境部の回答」のとおり

## 委員意見等に対する環境部の回答

議題（１）令和３年度の予算要求に向けた環境部事業構築の考え方について		
No.	委員意見等	環境部の回答
1	<p>全市民対象で全市で年数回の一斉ごみ拾い清掃ボランティア活動を実施してほしいです。美化活動・環境保全活動として重要と思います。</p>	<p>例年、春と秋に清掃強化期間を設定し、市内の全町内会へ公共の場所（道路、公園など）の清掃，空き地の雑草除去などの呼びかけを行うとともに，希望する町内会へ地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋の配付を行っております。</p> <p>また，この期間に合わせて「ごみのポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾い」として各種団体，企業，学校，町内会等の市民団体や個人など多くの参加者の協力の下，平和通買物公園などでごみ拾いを実施しております。これらの取組を次年度以降も継続し，地域の清掃活動等により多くの市民が参加していただけるよう呼び掛けてまいります。</p>
2	<p>「循環型社会の形成」については，プラスチックごみ対策の強化を入れた方が良い。</p>	<p>これまで本市は，プラスチックごみ対策の取組として，プラスチック製品の拠点回収や資源物の中間処理過程で発生するプラスチック残さの焼却処理のほか，プラスチック製容器包装やペットボトル等の正しい分別・排出方法を啓発等を行ってまいりました。</p> <p>令和３年度は，これまで行ってきたパネル展示やチラシ配布による啓発に加え，SNS等の様々な媒体を活用することで，より幅広い周知に努めるほか，現在，国において検討されている今後のプラスチック資源循環施策においても，プラスチック資源の回収・リサイクルについて市町村の役割を明確にする議論がなされていることから，引き続きプラスチックを取り巻く国内外の動向に注視してまいります。</p>
3*	<p>「低炭素社会の形成」については，省エネルギーを最優先と考えるべき。バイオマス利用について，生産点（森林経営・燃料生産）に対する対策を強化すべき。</p>	<p>低炭素社会の形成を図るには，御意見のとおり，省エネルギーの推進は重要と考えております。また，木質バイオマスの利活用については，本市の林業担当部局と連携して，どのような取組ができるか検討してまいります。</p>

4※	「自然共生社会の形成」については、外来種対策の中に植物（特にオオハンゴンソウ）も加えるべき。	オオハンゴンソウの防除は、市民団体の皆様に積極的に取り組んでいただいております。この資料では全ての外来種について記載できませんでしたが、オオハンゴンソウを含め外来種対策につきましては、様々な機会を通じて周知啓発に取り組んでまいります。
----	--	---

※No. 3, 4については今回減量審議会の審議対象箇所ではありませんが、環境部への御意見として受領し、担当課からの回答を掲載しています。

議題（3）缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業の経過及び今後の事業方針について		
No.	意見等	環境部の回答
1	温暖化対策の観点からは分散型での検討もあるのではないかと感じます。収集の移動を考えれば複数拠点を作ることもありなのではないかと感じた。	<p>ごみ処理施設を複数拠点化することで、御指摘のとおり収集運搬の負担軽減による一定のCO<sub>2</sub>排出抑制効果が期待されますが、複数拠点を整備・運営維持管理するコストの増加が見込まれるなど、費用対効果の面からみてあまり効果的ではないと考えております。</p> <p>また、環境省が廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設の整備に関する基本的な事項を示す「廃棄物処理基本方針（H28.1 環境省告示）」や「廃棄物処理施設整備計画（H30.6 閣議決定）」においても、リサイクルの推進や人口減少・少子高齢化等が進み、ごみの発生量が減少していることに加え、廃棄物処理の担い手不足や処理の非効率化等が懸念されることから、ごみ処理施設の広域化・集約化を図るべきとされています。</p> <p>そのため、本施設においても、これら方針等を踏まえ、現施設と同様の体制とし、1施設で缶・びん等の処理を行うこととしております。</p>
2	「稼働から既に20年以上」とあるが、建物や機械設備の耐用年数は何年か。また、工程や品質改善のために工場を新設しなければならないのはなぜか。	<p>&lt;耐用年数について&gt;</p> <p>建物部分については、「減価償却資産の耐用年数省令（S40 財務省令）」によると、鉄骨造・工場用の建物に係る耐用年数は31年とされています。</p>

		<p>すが、現施設は昭和 49 年築の旧西清掃事業所を一部改築した施設であり、既に 45 年以上経過しています。</p> <p>設備部分については、環境省が定めた「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等」によると、設備によりバラツキはありますが、長いものでも 15～20 年程度が耐用年数とされており、建物・設備ともに老朽化が進んでいる状況です。</p> <p>&lt;工程や品質改善&gt;</p> <p>一例を挙げると、現施設は、前述のとおり、既存建物を改修していることから、構造上の制約等により、手選別コンベヤの後に磁選機が配置されています。そのため、手選別コンベヤには缶・びんの全てが流れており、手選別作業が煩雑になっている状況です。</p> <p>今回、現施設の老朽化に伴って新施設を整備するに当たり、現敷地内において、現施設を稼働させながら、新施設の整備を行うことが困難であったことから、新たな用地で整備することとし、こうした作業上の課題についても、移転新築に合わせて、改善を図りたいという考えです。</p>
3	缶・びんの混合収集の在り方を検討しても良いのでは。	<p>「缶・びんの分別収集（缶とびんを分けて集める）」の可能性について、環境部内で検討しましたが、収集効率の低下によるコスト増や缶・びんの選別ラインを分けることによる施設整備コスト増などの課題があった一方で、メーカーヒアリングの結果、現状と同じ缶・びん混合収集・1 ラインであっても選別処理工程の見直しなどにより作業の効率化や成果品の品質改善ができるとの見込みがあったことから、新施設においても現状と同じ体制（混合収集・1 ライン）で実施することとしました。</p>

その他		
No.	意見等	環境部の回答
1	市内全スーパーマーケット，デパート，コンビニ等で資源となる空き缶・空きびん・紙パック（牛乳パック以外）・空きペットボトル及び全ての使用済みトレイ等の回収箱を設置してください。製造・販売者の責任でもあると考えます。	<p>スーパーマーケット等における資源物の店頭回収については，循環型社会の形成に寄与するための重要な取組のひとつと考えております。</p> <p>設置店での店頭回収では，品目ごとに回収箱が用意されているため，不適物が混入する割合が家庭からステーションに排出される資源物に比べて低く，より質の高いリサイクルが見込まれます。</p> <p>店頭での回収は事業者の自主的な取組ではありますが，本市としては，環境に配慮した取組を積極的に実施する店舗に対し認定を行う「あさひかわエコショップ認定制度」により，引き続きこのような取組を行う事業者を支援していきたいと考えております。</p>
2	プラスチックごみについて，中国が輸入禁止している影響はありますか。あるとすればその対策は。	<p>本市で排出されるプラスチック系廃棄物のうち，プラスチック製容器包装とペットボトルの処理については，日本容器包装リサイクル協会と契約しており，確立されたルートにより滞りなくリサイクルが行われているため，処理に関する影響は特に出していません。</p> <p>また，拠点回収を行っているプラスチック製品についても，業者へ売却したのち，燃料用チップとして国内で再利用されていることから，現段階で中国の規制による影響は受けておりません。</p>